

## 生駒市教育委員会規則第5号

生駒市学校運営協議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月26日

生駒市教育委員会教育長 原 井 葉 子

### 生駒市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

生駒市学校運営協議会規則（令和2年3月生駒市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「含む」の次に「。次条において同じ」を加える。

第3条の見出しを「（基本的な方針の承認）」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

協議会を設置する学校（以下「設置校」という。）の校長は、次に掲げる事項について、法第47条の5第4項に規定する基本的な方針を作成し、設置校の協議会の承認を得るものとする。

第3条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施に関する事項

第4条中「協議会を設置する学校（以下「設置校」という。）」を「設置校」に改める。

### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。